

# 特定個人情報保護評価書における審査の観点

資料4

審査の観点	対応箇所
<b>ア 適合性</b> この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。	
① しきい値判断に誤りはないか。	評価書全体
② 適切な実施主体が実施しているか。	表紙（評価実施機関）
③ 公表しない部分は適切な範囲か。	すべて公表
④ 適切な時期に実施しているか。	54頁 1月25日パブリックコメント終了
⑤ 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	54頁 意見提出なし
⑥ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	評価書全体（必要項目については十分な検討の上もれなく記載）
<b>イ 妥当性</b> 特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。	
① 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	6頁 7評価実施機関における担当部署 17頁 ⑥事務担当部署 37頁 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法※2
② 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	1～16頁 事務の記載 8、9、12～16頁 特定個人情報の流れ
③ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	34～51頁
④ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	
⑤ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	34～51頁 特定個人情報ファイルの取扱いの リスク軽減 52頁 監査等のチェック、従業員に 対する教育・啓発
⑥ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	表紙（権利利益の保護の宣言）